

赤十字寄付金付き自動販売機のご案内

売上金の一部が日本赤十字社秋田県支部に寄付され、いのちと健康、尊厳を守る赤十字活動に役立てられます。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



～寄付の仕組み～



この部分が設置者様の収入になります。
(ただし、電気代は別途ご負担ください)

* 設置者様の収入額や赤十字への寄付額は、契約内容によって異なります。

自動販売機の設置・管理
売上金の回収
赤十字への振込

飲料販売会社におまかせください(無料)

自動販売機を置く人も、飲む人も気軽にできる社会貢献です。



日本赤十字社 秋田県支部 人間を救うのは、人間だ。
Japanese Red Cross Society

赤十字寄付金付き自動販売機のご案内

自動販売機の設置

- ・個人でも法人でも設置できます。
- ・飲料販売会社が、設置場所や売り上げ見込みを確認し、設置にあたって問題がないか確認させていただきます。

寄付の金額・取扱い

- ・売上金に対する寄付金額の割合は、設置者様にご指定いただきます。
- ・税制上の優遇措置が受けられます。

個人：特定寄付金(所得税法第78号)
法人：特定公益法人に対する寄付金
(法人税法第37号)

寄付の使いみち

- ・国内の災害救護活動
- ・赤十字講習の普及実施
- ・奉仕団活動
- ・青少年赤十字
- ・国際救援開発協力 など

協力飲料販売会社

飲料販売会社は、以下から設置者様がお選び下さい。

- ・(株)伊藤園
- ・みちのくコカ・コーラボトリング(株)
- ・みちのくキャンティーン(株)
- ・(株)ミチノク

※上記飲料販売会社の自動販売機を既に設置している皆様へ

寄付金付き自動販売機への変更を希望される場合には、当支部までお問い合わせください。

設置・寄付の流れ

①お電話でのお申し込み

☎ 018-864-2731

②ご希望の飲料販売会社(業者)を選択

③業者による設置場所等の確認

**業者が設置できると
判断した場合**

④業者と契約内容・機種・販売内容の相談
販売単価、設置者様への販売手数料、
寄付割合、自動販売機の種類などを
ご相談ください。

⑤設置契約書の締結(設置者様と業者間)

⑥自動販売機の設置(無料)

⑦自動販売機の管理、売上金の回収

⑧業者から設置者様へ販売手数料の振込
(自動販売機の電気代は、設置者様が
別途お支払いください。)

⑨業者から赤十字社への振込

⑩赤十字社から設置者様へ領収書発行

〔お問合せ先〕

日本赤十字社秋田県支部 総務課
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-864-2731

FAX 018-864-6852